

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 行動計画策定目的

職員が仕事と子育てを両立させるとともに、働きやすい環境をつくることによって、全ての職員が個々の能力を発揮できるようにするため、下記のとおり行動計画を策定します。

2. 計画期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日

3. 計画内容

- ・妊娠中の休業や育児休業等を取得しやすい環境作りのための相談窓口の整備
- ・小学校就学前の子を養育する職員の短時間勤務制度の整備

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 行動計画策定目的

全ての職員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、下記のとおり行動計画を策定します。

2. 計画期間

令和4年4月1日～令和8年3月31日

3. 計画内容

- ・管理職に占める女性職員の割合を30%以上にするための教育訓練制度の整備